

普代川

1 漁業権番号	内共第4号（普代川）						
2 漁場の区域	基点第4号と基点第4号の2を結ぶ線から上流の普代川本流及びその支流の区域（下閉伊郡田野畑村の区域を除く。） 基点第4号 下閉伊郡普代村第7地割字明神29番地魚見崎突端の標識 基点第4号の2 下閉伊郡普代村第14地割字宇留部58番地の4カマエノ沢の標識						
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間		
		やまめ	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	普代川本支流の免許区域	3月1日から9月30日まで		
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで		
		いwana	〃	〃	3月1日から9月30日まで		
		うぐい	〃	〃	1月1日から12月31日まで		
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。						
(2) 全長の制限	名称			禁止に係る全長			
	やまめ（ひかりを含む。）			13センチメートル以下			
	いwana			〃			
	うぐい			〃			
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区分	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	日券	年券	納付場所
	一般遊漁料	全魚種	やまめ さくらます いwana うぐい	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	円 500	円 3,000	組合事務所 TEL 0194-35 -3111
ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。 イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。 ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、100円を加算した額とする。							
5 遊漁に際し守るべき事項	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。 (2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。 (3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。 (4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。						